

令和6年度稲敷市市勢要覧作成業務委託プロポーザル審査委員会要領
(設置)

第1条 令和6年度稲敷市市勢要覧作成業務委託を実施するに当たって、その契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、令和6年度稲敷市市勢要覧作成業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画(技術)提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、副市長、行政経営部長、地域振興部長、秘書政策課長、総務課長、社会福祉課長及び教育政策課長の7名とする。

2 委員会に委員長を置き、副市長を委員長に充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部秘書政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から施行する。